

企業庁資産の一般競争入札説明書

(平成28年1月8日付け公告分)

旧鎌倉加圧ポンプ所（鎌倉市長谷4丁目）



受付期間

平成28年1月12日(火)から平成28年2月25日(木)まで

- 入札に参加される方は、この説明書をよくお読みのうえ、参加してください。
- 入札に参加を希望する方は、事前に入札参加申請書を提出する必要があります。
- 入札に関する用紙は必ず21ページから27ページをコピーして使用してください。

なお、本説明書内の用紙は申請者が単独の様式になっていますので、申請者が連名の場合は、会計課まで事前に別途お問い合わせください。

神奈川県企業庁
企業局財務部会計課
企業局財務部財産管理課

目 次

	ページ
1 入札物件	1
2 入札に参加することができない者	1
3 契約を締結することができない者	1
4 入札参加申請	1
5 入札に関する質問及び質問に対する回答	2
6 物件の現地説明	2
7 入札及び開札の日時及び場所	3
8 入札当日の持参品等	4
9 入札保証金	5
10 入札書の注意事項	5
11 開札	5
12 入札の無効	6
13 落札者の決定	6
14 再度入札	7
15 契約の締結	7
16 売買代金の支払方法、時期	7
17 所有権の移転、費用負担	7
18 契約に付する条件	8
19 その他の注意事項	8
20 入札結果の公表	9
21 問い合わせ先等	9
「県有財産売買契約書（案）」	10
物件調書	14
「企業庁資産の一般競争入札参加申請書」	21
「入札書」	22
「委任状」	23
「神奈川県暴力団排除条例にかかる誓約書」	24
「入札保証金納付書発行依頼書」	26
「入札保証金返還請求書」	27
記載例	28

1 入札物件

物 件 名 所 在 地 (地 番)	土地 地目	土地実測面積 建物延床面積	参考価格	用途地域
旧鎌倉加圧ポンプ所 鎌倉市長谷四丁目526番 4 ほか	水道 用地	2,200.90 m ² 300.99m ²	96,500,000円	第 1 種中高層住居専用地域 第 1 種低層住居専用地域

注1 物件の詳細については、本説明書記載の物件調書をご覧ください。

注2 予定価格の目安となる参考価格を表示しています。建物にかかる消費税及び地方消費税は含まれておりません。

注3 今後、上記の物件について、入札中止、内容変更をすることがあります。

2 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 地方自治法第 238 条の 3 の規定に該当する者

3 契約を締結することができない者

神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号)第 2 条第 2 号から第 5 号(以下「暴力団等」という。)に該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者

4 入札参加申請

入札に参加を希望する方は、企業庁資産の一般競争入札参加申請書(21 ページ)を提出する必要があります。

- (1) 提出期限

平成 28 年 1 月 12 日(火)から平成 28 年 2 月 25 日(木)まで(土・日曜日、祝日を除く。)の
午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時までの間

- (2) 提出書類(提出部数各 1 部)

企業庁資産の一般競争入札参加申請書(用紙は必ず本説明書の 21 ページをコピーして使用してください。以下「申請書」という。)

申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

印鑑証明書 (申請者の印鑑についてのもので、発行後 3 ヶ月以内の原本とします。)

- (3) 提出方法

提出書類を 9 ページ 21(1)に記載の提出場所に直接持参により提出してください。

- (4) 申請書の受付

提出書類の確認後、申請書に受付印を押し、その写しを渡しますので、入札当日に持参してください。

また、申請書受付後であっても、不正等が判明した場合は入札に参加することができませんので注意してください。

- (5) 連名による入札参加申請後の辞退

連名による入札参加申請後、申請者のどなたかが入札参加を辞退する場合は、申請者全員の連名により入札受付時までには辞退届(任意様式)を提出する必要があります。

5 入札に関する質問及び質問に対する回答

本入札に関する質問は、質問者名、所在地、担当者名、連絡先電話番号及び電子メールアドレスを記入のうえ、電子メールにて下記提出先あて送信してください。

なお、回答内容及びその他の内容修正等は、本説明書の追加・訂正として取り扱います。

(1) 受付期間

平成 28 年 1 月 12 日(火)午前 9 時から平成 28 年 2 月 12 日(金)午後 5 時まで

(2) 提出先

電子メールアドレス densi-sitsumon@pref.kanagawa.jp

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、企業庁のホームページに掲載します。ただし、回答にあたっては、質問者名は記載しません。

(4) 回答期限

平成 28 年 2 月 19 日(金)

6 物件の現地説明

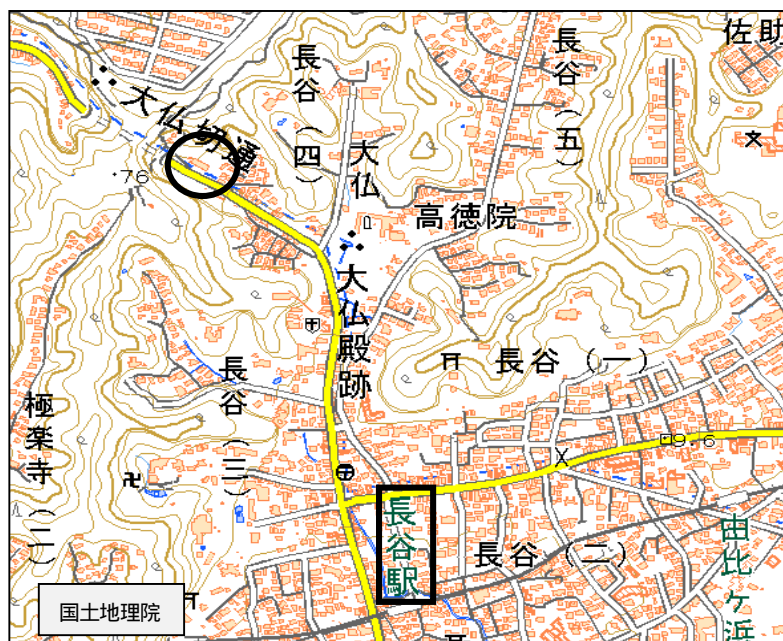
物件の現地説明は、次のとおり行います。参加される場合は、平成 28 年 1 月 27 日(水)の午後 5 時までに企業庁財産管理課(045-210-7052)へ連絡してください。

参加連絡がなかった場合は開催いたしません。

物件名 所在地(住居表示)	日時	交通	備考
旧鎌倉加圧ポンプ所 鎌倉市長谷 4 - 6 - 12	平成 28 年 1 月 28 日(木) 午前 10 時 30 分 ~ 12 時 00 分	江ノ島電鉄線 長谷駅下車 徒歩 10 分	お車での来場はご遠慮ください。

上記の日時以外は、企業庁の許可なく立入りを禁止します。

【案内図】



7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成 28 年 3 月 3 日(木)

受付開始時刻	受付締切時刻	入札開始時刻	開札開始時刻
午前 9 時 30 分	午前 10 時 15 分	午前 10 時 30 分	入札書を入札箱に投函後、 直ちに開札

注4 申請者以外の者が入札書を提出する場合は、委任状が必要となります。使者及び郵送による入札書の提出はできません。

注5 入札開始時刻までに受付を済ませる必要があるため、時間に余裕をもってお越しください。

(2) 場 所 神奈川県庁新庁舎（横浜市中区日本大通 1）

受 付 10 階 企業庁第 1 会議室 職員がご案内します

入 札 10 階 企業庁第 2 会議室

受付締切時刻及び入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんのでご注意ください。

【案内図】



8 入札当日の持参品等

(1) 企業庁に提出する書類

入札書(用紙は必ず本説明書の 22 ページをコピーして使用してください。)

委任状

法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札する場合には委任状を持参してください。(用紙は必ず本説明書の 23 ページをコピーして使用してください。)

また、復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。)が入札する場合には、前記の委任状のほかに代理人から復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。)への委任状も必要となります。代理人が委任者となり復代理人を選任する場合は、用紙は同じく本説明書の 23 ページを使用しますが、事前に別途お問い合わせください。

注6 復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。)が入札する場合、申請者(委任者)から代理人への委任状及び代理人から復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。)への委任状の代理人の印は、印鑑登録済の印鑑を使用してください。また、委任状に押印した代理人の印鑑の印鑑証明書を入札当日の受付時に委任状に添付して提出してください。

入札保証金納付書の領収書(企業庁発行の納入通知書兼領収書)の写し

入札保証金返還請求書 (落札しなかった場合に返金する際に必要になります。用紙は必ず本説明書の 27 ページをコピーして使用してください。)

神奈川県暴力団排除条例にかかる誓約書 (用紙は必ず本説明書の 24、25 ページをコピーして使用してください。開札後、落札候補者のみ提出してください。(6 ページ 13 落札者の決定 参照))

入札当日に出席する申請者又はその代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))の身分を確認できるもの(運転免許証等)の写し

(2) 受付で提示する書類等

入札保証金納付書の領収書(企業庁発行の納入通知書兼領収書)の原本

入札当日に出席する申請者又はその代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))の身分を確認できるもの (運転免許証等)

「企業庁資産の一般競争入札参加申請書」の写し (企業庁の受付印が押印されたもの)

(3) その他持参品

印 鑑 (提出書類に印もれや記載誤りがあった場合や、再度入札を直ちに実施する場合に必要なことがありますので、印鑑をお持ちください。)

- ・ 法人の代表者が入札する場合は、代表者の印鑑登録済の印鑑をお持ちください。
- ・ 個人で本人が入札する場合は、本人の印鑑登録済の印鑑をお持ちください。
- ・ 代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))が入札する場合は、委任者本人の印鑑の持参は必要ありませんが、代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))は委任状に押印したご自分の印鑑(シャチハタは不可)を持参してください。

筆記用具 (ボールペン又は万年筆)

注7 入札会場への入室は、申請者又はその代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))の方のみとさせていただきます。

9 入札保証金

入札保証金の納付方法及び還付方法については、次のとおりですのでご注意ください。

- (1) 26 ページの「入札保証金納付書発行依頼書」(以下「発行依頼書」という。)に必要事項を記載後、封筒に入れ封印し、封筒の表に「物件名」、「申請者名(法人の場合はその名称)」及び「入札保証金納付書発行依頼書在中」と記載の上、9 ページ 21(1)に記載の提出場所に直接持参又は郵送にて提出してください。発行依頼書を受理してから翌日の午後までに、企業庁で納入通知書兼領収書(以下「納付書」という。)を発行しますので、直接受け取りに来られるか、郵送かを発行依頼書にて選択してください。郵送の場合は発送してから、実際に納付書が届くまでの期間を考慮のうえ、余裕をみて発行依頼書を提出してください。
- (2) 受け取った納付書で入札当日の受付前までに取扱金融機関に納付してください。
入札保証金の納付は、納付書にある金融機関の領収印をもって確認しますので、入札当日の受付の際、領収書の原本を提示していただくとともにその写しを提出していただきます。
- (3) **入札保証金の 20 倍までの額(税込)での入札参加となります。**
- (4) 入札保証金の還付請求は「入札保証金返還請求書」を入札当日の受付の際に提出してください。(用紙は必ず本説明書の 27 ページをコピーして使用してください。)

注8 落札者が納付した入札保証金は、申出により契約保証金に充当することもできます。(7ページ 16 売買代金の支払方法、時期参照)

注9 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、企業庁に帰属することになります。

注10 落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札決定後、企業庁が所定の手続きを行った後に指定された口座へ振り込みます。(落札決定から3週間程度の日数を要します。)

10 入札書の注意事項

- (1) 入札書(用紙は必ず本説明書の 22 ページをコピーして使用してください。)に必要な事項をボールペン又は万年筆で記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投函してください。
- (2) 入札金額は、入札書に右詰めで物件の金額を算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
また、金額については、訂正はできません。
- (3) 事由のいかににかかわらず提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- (4) 入札書には、合計金額及び土地、建物のそれぞれの内訳金額(8 ページ 18(3)に指定する内訳)を記載してください。

なお、建物には消費税及び地方消費税がかかりますが、入札書には税抜きの金額を記載してください。

11 開札

- (1) 開札は、入札後直ちに申請者又はその代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))の面前で行います。ただし、申請者又はその代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))が開札に立会わない場合には、企業庁が指定した者を立会いさせて開札します。この場合、異議の申立てはできません。

- (2) 開札後、有効な入札書について申請者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を読み上げます。また、開札時に明らかに無効な入札書については、申請者の氏名(法人の場合はその名称)のみを読み上げ、無効である旨を伝えます。

12 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加することができない者がした入札
- (2) 入札の前に入札保証金を納付していない者の入札
- (3) 入札保証金の20倍を超えた額で入札した者の入札
- (4) 入札書の記載事項が不明な入札、入札書に申請者又はその代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))の記名、押印のない入札
- (5) 金額欄に金額のないもの、金額が読みとれないもの、金額が訂正してあるものなど、入札金額が不明な入札書を提出した入札(合計金額と土地と建物の合計金額が一致しない入札を含む)
- (6) 条件を付した入札書を提出した入札
- (7) 1物件につき、1人で2通以上の入札書を提出した入札
- (8) 1物件につき、1人で他人の代理も兼ねて参加した者又は1人で2人以上(複数者による共同所有を希望する場合を除く。)の代理をした者の入札
- (9) 委任状を提出しない代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))のした入札
- (10) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者の入札
- (11) 申請者、代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))及び法人役員が暴力団等に該当する者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、この説明書に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

13 落札者の決定

- (1) **企業庁の予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札をした申請者を落札候補者**とします。ただし、同価の申請者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって決定します。(同価入札した者はすべて「くじ」を引かなければならず、「くじ」を辞退することはできません。)
- (2) 落札候補者は、入札当日持参した「神奈川県暴力団排除条例にかかる誓約書」を提出してください。
- (3) 落札候補者は、履歴事項全部証明書(法人の場合(日本国内に商業登記がない外国法人の場合は、本国の管轄官庁が発行する証明書及びその日本語訳文))又は住民票(個人の場合)を、原則開札日の3日後(土・日曜日、祝日を除く平日)の午後5時までに提出してください。

注11 提出書類は、入札日以後に発行されたものとしてください。

注12 期限までに書類の提出がない場合は、落札候補者の入札を無効とします。

- (4) 企業庁は警察本部に落札候補者、落札候補者の代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人

として選任された者を含む。))及び法人役員が暴力団等に該当するかを照会し、その結果、該当しない場合は、落札候補者を落札者として決定します。

一方、落札候補者、落札候補者の代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))及び法人役員が暴力団等に該当する場合は、落札候補者の入札を無効とし、書面にてその者に通知します。

- (5) 落札候補者の入札無効が確定した場合は、改めて、企業庁の予定価格以上の価格で有効な入札をした申請者のうち、高額で入札した者から、順次、同様の落札者決定の手続きを進めますのでご承知おきください。

14 再度入札

- (1) 開札した結果、予定価格以上の価格の入札がない場合で、申請者又はその代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。))が再度の入札を希望するときは、1回に限り直ちに再度の入札を行います。

なお、再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者に限ります。ただし、1回目の入札で無効な入札をした者は、再度入札に参加することができません。

- (2) 再度入札を行う場合には、1回目の入札保証金の納付をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなしますので、1回目の入札において、入札保証金の20倍の額で参加した者は、再度入札には参加できないこととなります。

15 契約の締結

落札決定通知のあった日から7日以内に別紙様式の県有財産売買契約書(案)(10～13ページ)により契約を締結しなければなりません。

16 売買代金の支払方法、時期

- (1) 売買代金の支払い方法は、以下のとおりですが、落札者には改めて詳しく説明します。

売買契約締結までに、売買代金の100分の10に相当する金額以上の「契約保証金」を企業庁の発行する納付書により納付し、その後、平成28年3月31日までに企業庁の発行する納付書により売買代金と契約保証金との差額を納付してください。

注13 入札保証金を契約保証金に充当できますので、契約締結日までに契約保証金との差額をご用意ください。

注14 契約保証金は、契約者が売買代金の支払いを行わないなど、契約者の義務を履行しない場合には、企業庁に帰属することになります。

17 所有権の移転、費用負担

- (1) 売買代金を完納したときをもって所有権移転があったものとし、売買物件を建物内物品類を含めて、現状のまま引き渡します。
- (2) 土地の所有権の移転登記は、物件の引き渡し後、企業庁が行います。
- (3) 本物件の建物は未登記となっていますので、物件の引き渡し後、落札者が必要な書類を用意して登記する必要があります。登記申請において、企業庁に関する書類等が必要な場合には別途御相談くだ

さい。

- (4) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

18 契約に付する条件

- (1) 本物件は、建物（附属建物を除く）の外観を保存することを基本として使用してください。
- (2) 上記の事項の履行状況等を確認するため、企業庁が必要と認めるときに行う実地調査等に協力しなければなりません。
- (3) 売買代金は金<落札額、消費税及び地方消費税の合計額>円とし、その内訳は以下のとおりです。
- 土 地 金<落札金額の 99.59/100>円
- 建 物 金<落札金額の 0.41/100×1.08>円
- (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金<建物金額×8/108>円)
- (4) (1) 及び (2) の各項目に反したことにより、企業庁から請求を受けた場合には、売買代金の 10 分の 1 相当額を違約金として支払うこととなります。

19 その他の注意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります。
(添付・提示書類等が日本語以外の場合は翻訳文を添えてください。)
- (2) 物件の所有について複数者による共同所有を希望する場合は、入札において共同所有する者全員での申し込みが必要ですので、あらかじめご相談ください。
- (3) 入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利子をつけません。
- (4) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のまま設備、物品類も含めての引き渡しになりますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書及び写真と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (5) 本物件は、鎌倉市による大規模土地取引行為に係る助言（17 ページ参照）を踏まえ、同市の行政計画等について考慮すべき事項がありますので、開発行為や建築等に関しては同市と協議のうえ、関係法令等を遵守してください。
詳細は、鎌倉市まちづくり景観部都市景観課にお問い合わせください。（ 0467-23-3000
(代表))
- (6) 物件の敷地内に不用になった水道管や弁栓類が埋設されたまま残置されていますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去及びその費用負担等について企業庁は対応いたしません。
- (7) 前記の他、地中埋設物調査は実施しておりません。物件調書や配布する関係資料に記載する以外の建物や構造物などの地中埋設物が発見され、土地利用に支障が生じても企業庁は瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 上下水道設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等について企業庁は対応いたしません。
- (9) 物件及び隣接地のフェンス等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現

状引渡しとなりますので、補修・移設・撤去・再築造及びその費用負担等について、企業庁は対応いたしません。

- (10) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者等にお問い合わせください。企業庁ではこれらについて対応いたしません。
- (11) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ・ガラ・砕石等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等については、企業庁は対応いたしません。
- (12) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、企業庁は対応いたしません。
- (13) 建物に係るアスベスト含有調査は行っていません。
- (14) 土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。
- (15) 北西側に接面する鎌倉市道(階段)については未査定の状態であるため、県企業庁と鎌倉市により境界確定手続きを行っているところです。(本物件 528 番 1 の土地と県企業庁所有の 528 番 4 の土地との筆界が、鎌倉市道の道路区域の境界となる見込。)

20 入札結果の公表

入札結果の確定後、落札者名、落札金額及び入札者数を企業庁ホームページにて公開しますので、あらかじめご了承くださいませようお願いします。

なお、落札者が個人の場合は、個人名を非公開とし、落札金額のみを公開します。

21 問い合わせ先等

- (1) 入札手続に関する問い合わせ先及び提出書類の提出場所
企業庁企業局財務部会計課経理調達グループ
住 所：〒231 - 8588 横浜市中区日本大通 1 (県庁新庁舎 10 階)
電 話：045-210-7042(直通)
- (2) 物件に関する問い合わせ先
企業庁企業局財務部財産管理課財産企画グループ
住 所：〒231 - 8588 横浜市中区日本大通 1 (県庁新庁舎 10 階)
電 話：045-210-7052(直通)

県有財産売買契約書（案）

神奈川県公営企業管理者企業庁長 北村 明（以下「甲」という。）と<落札者>（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の売買契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する別表物件目録記載の県有財産（以下「売買物件」という。）を乙へ売り渡し、乙はこれを買受ける。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金<落札金額>円とし、その内訳は次のとおりとする。

土地 金<落札金額の99.59/100>円

建物 金<落札金額の0.41/100×108/100>円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金<建物金額×8/108>円）

「取引に係る消費税及び地方消費税額」は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算定したもので、建物金額に8/108を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として金<契約保証金額>円を、この契約締結の日までに甲の発行する納付書により神奈川県企業庁出納事務取扱店又は神奈川県企業庁収納事務取扱店（以下「出納事務取扱店等」という。）に納入するものとする。

2 前項の契約保証金のうち、金<入札保証金額>円は入札保証金から充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償の額又はその一部としないものとする。

4 乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は第11条により甲が解除権を行使したときは、第1項の契約保証金は甲に帰属するものとする。

（売買代金の納入）

第4条 乙は、第2条の売買代金から前条の契約保証金を控除した金 円を甲の発行する納入通知書により平成28年3月31日までに出納事務取扱店等に納入するものとする。

2 前項に定める金額を完納したときに、契約保証金を、甲において売買代金の一部に充当できるものとする。

（違約金）

第5条 乙は、第2条に定める売買代金の納入を遅延したときは、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、当該納入金額につき年2.9パーセントの割合で計算した額の違約金を甲の発行する納入通知書によりその指定する期日までに出納事務取扱店等に納入するものとする。

(所有権移転時期)

第6条 売買物件の所有権移転時期は、乙が第4条第1項に定める売買代金を完納したときとする。ただし、前条により違約金が賦課された場合には、その違約金を完納したときとする。

(登記の囑託)

第7条 乙は、前条により売買物件の所有権が移転した後、甲に対し土地に関する所有権移転の登記を請求するものとし、甲はその請求により所有権移転の登記を所轄法務局に囑託するものとする。

2 売買物件の登記に要する登録免許税等の一切の費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し等)

第8条 甲は、第6条により所有権が移転した後、売買物件を建物内部の物品類を含めて現況のまま乙に引渡すものとする。

(危険負担)

第9条 乙は、売買物件が、この契約締結後引渡しまでの間に、甲の責に帰することができない事由により、滅失又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免、若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(瑕疵担保)

第10条 乙は、この契約締結後売買物件に面積の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。

2 甲は、警察本部からの通知等に基づき、乙が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「条例」という。)第2条第2号から第5号(以下「暴力団等」という。)に該当すること及び条例第23条に違反したこと並びに暴力団等と密接な関係を有することが判明したときは、この契約を解除しなければならない。この場合において、解除により乙に損害が生じて、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(条例の遵守及び用途制限等)

第12条 乙は、条例を遵守し、この契約の締結日から10年間、本売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本売買物件を第三者に譲渡し、若しくは本売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

2 乙は、建物(附属建物を除く)の外観を保存することを基本として使用するものとする。

(実地調査等)

第13条 甲は、前条に定める乙の義務の履行状況について随時実地を調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由がなくて前項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(用途制限義務及び実地調査等の違反に対する措置等)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、売買代金の10分の1に相当する金額を違約金として乙に請求することができる。なお、当該違約金は、違約罰と解釈するものとする。

(1) 第11条第2項の規定により、甲が契約を解除したとき。

(2) 第12条の規定に違反したとき。

(3) 前条第2項の規定に違反して正当な理由がなくて同条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ったとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。

(有益費等請求権の放棄)

第17条 乙は、この契約を解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求しないものとする。

(返還金及び利息)

第18条 甲は、この契約を解除したときは、収納済の売買代金を乙に返還するものとする。ただし、この場合利息は付さないものとする。

(乙の原状回復義務)

第19条 乙は、甲が第11条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させる必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならないものとする。

(印紙税の負担)

第20条 この契約の締結に必要な印紙税は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務)

第21条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとする。

(相隣関係等への配慮)

第22条 乙は、売買物件の引渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義等の決定)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(管轄裁判所)

第24条 この契約について、訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 横浜市中区日本大通 1
神奈川県公営企業管理者
企業庁長 北村 明

乙 住所
氏名

別表

物 件 目 録

土地

所 在 地	地 目	面 積	備 考
鎌倉市長谷四丁目526番4、同526番5、同527番1、同527番3、同528番1及び同529番8	水道用地	2,200.90m ²	付随する工作物等一式

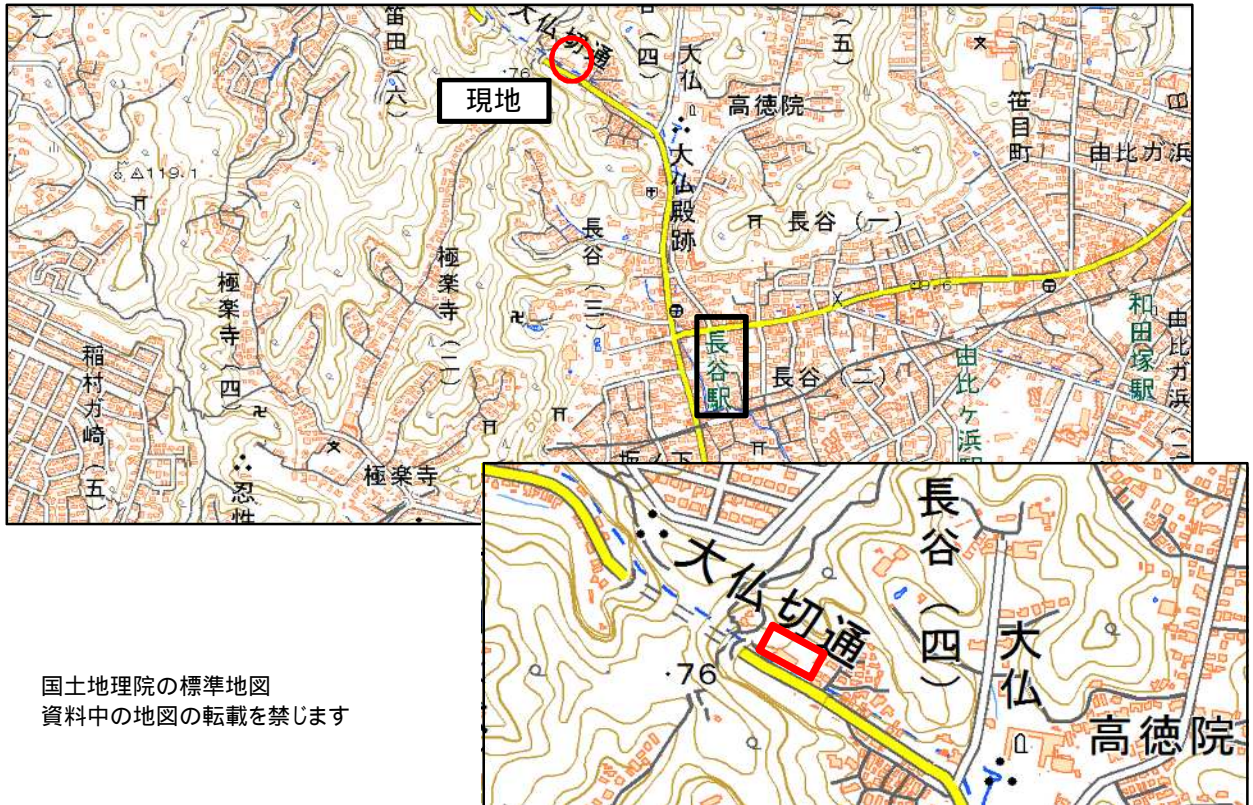
建物

名 称	構 造	延床面積
旧鎌倉加圧ポンプ所	鉄筋鉄骨コンクリート造平屋 一部2階建	300.99m ²

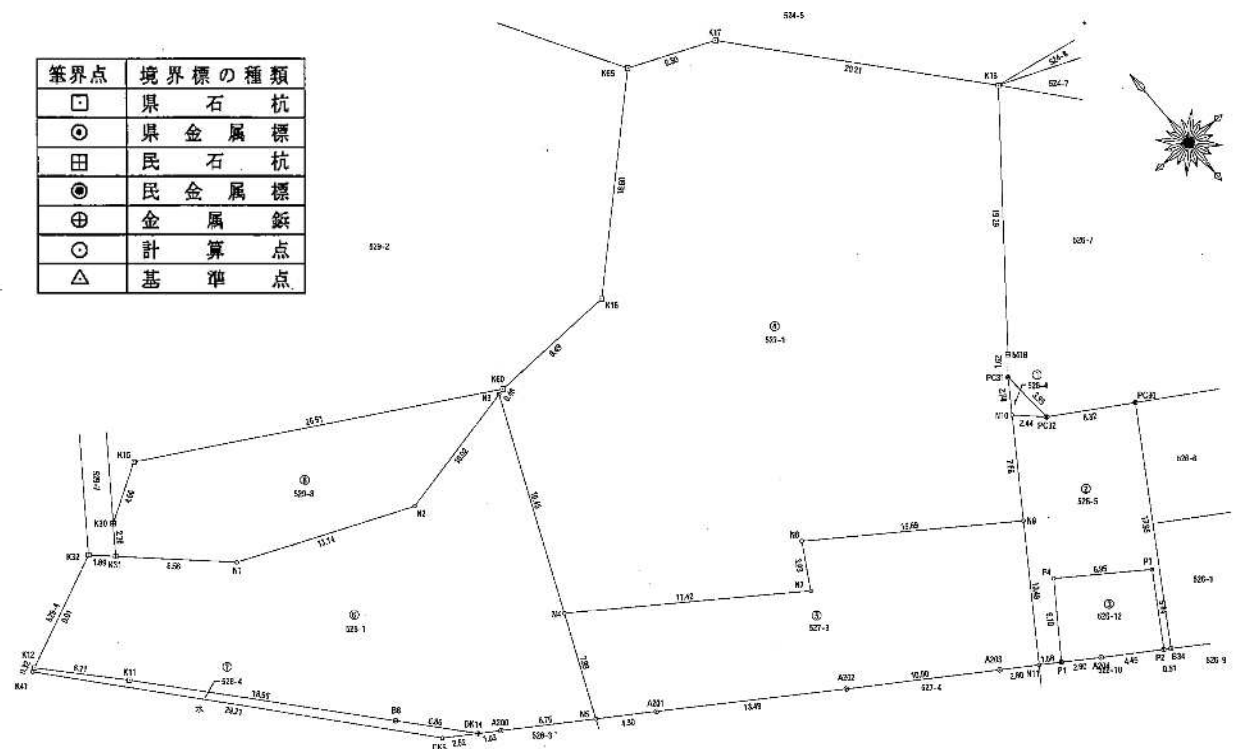
物 件 調 書 (土 地)

物 件 名		旧鎌倉加圧ポンプ所					
所 在 地		鎌倉市長谷四丁目526番4、同526番5、同527番1、同527番3、同528番1及び同529番8					
住 居 表 示		鎌倉市長谷 4 - 6 - 12					
地 積 (実 測)		2,200.90 m ²		地 目	水道用地	形 状	不整形
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造		・ 南西側で幅員約10～18mの舗装県道32号(歩道あり) ・ 北西側で幅員約2mの市道(階段)及び幅員約2mの私道(階段)					
法令に基づく制限	都市計画法	市街化区域					
	建築基準法	用途地域	第1種中高層住居専用地域(建ぺい率40%、容積率100%)				
			第1種低層住居専用地域(建ぺい率40%、容積率80%)				
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地域の有無	有(遺跡番号327の高徳院周辺遺跡)				
その他	・ 風致地区：第2種風致地区、第3種風致地区 ア 建物の高さ：第2種8m以下、第3種10m以下 イ 壁面後退距離：道路に接する部分=1.5m以上、その他の部分=1.0m以上 ウ その他：緑化率の基準を満たすこと ・ 宅地造成工事規制区域 ・ 歴史的風土保存区域 ・ 土砂災害警戒区域 (詳細は鎌倉市にお問い合わせください。)						
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無		供給処理施設の状況	電 気	不 可
		負担の内容		上 水 道		不 可	
				下 水 道		不 可	
				都市ガス		不 可	
交 通 機 関		鉄 道	・ 江ノ島電鉄線 長谷駅 850m				
参 考 事 項	○ 建物及び付随する工作物、植栽等一切とともに現況のまま土地と一体で売却しますので、構造躯体・設備の瑕疵を理由とした契約解除及び減額等には応じられません。 ○ 主な工作物等：門扉、囲障、立木 ○ 本敷地内には不用になった水道管や弁栓類が埋設されたまま残置されています。 ○ 本敷地については土壤汚染調査は実施しておりません。 ○ 上水道は、接面道路に本管(150mm)が敷設されています。 ○ 下水道は、接面道路に本管(200mm)が敷設されています。 ○ 都市ガスは、接面道路に本管は敷設されておりません。(プロパンガス地域です。) ○ 鎌倉市による大規模土地取引行為に係る助言を踏まえ、同市の行政計画等について考慮すべき事項がありますので、開発行為や建築等に関しては同市と協議のうえ、関係法令等を遵守してください。(17ページ参照。詳細は鎌倉市まちづくり景観部都市景観課にお問い合わせください。) ○ 敷地南西側に東京電力株式会社(藤沢支社)の電柱2本及び支線2条、並びに東日本電信電話株式会社(神奈川支店)の電話柱2本及び支線1条がありますので、取扱いについては同社とそれぞれ協議してください。 ○ 敷地内に急傾斜地区域に係る警告看板がありますので、取扱いについては県藤沢土木事務所と協議してください。 ○ 北西側に接面する鎌倉市道(階段)については未査定の状態であるため、県企業庁と鎌倉市により境界確定手続きを行っているところです。(本物件528番1の土地と県企業庁所有の528番4の土地との筆界が、鎌倉市道の道路区域の境界となる見込。)						

案 内 図



明 細 図



求積表

地番	①526-4			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn*(Yn+1-Yn-1)
PC31	-76012.805	-26990.632	1.760	-133782.538560
PC32	-76016.759	-26990.426	-1.554	118130.043486
N10	-76015.067	-26992.186	-0.206	15659.103802
		合計		6.608728
		合計面積		3.3043640
		地積		3.30 m ²

地番	②526-5			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn*(Yn+1-Yn-1)
N10	-76015.067	-26992.186	6.114	-464756.119638
PC32	-76016.759	-26990.426	7.170	-545040.162030
PC30	-76020.028	-26985.016	-4.226	321260.638328
B34	-76035.183	-26994.652	-10.069	765598.257627
P2	-76034.899	-26995.085	2.704	-205598.366896
P3	-76029.962	-26991.948	-2.535	192735.953670
P4	-76025.936	-26997.620	-9.208	700046.818688
P1	-76030.917	-27001.156	-4.859	369434.225703
N11	-76030.046	-27002.479	4.616	-350954.692336
N9	-76021.404	-26996.540	10.293	-782488.311372
		合計		238.241744
		合計面積		119.1208720
		地積		119.12 m ²

地番	④527-1			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn*(Yn+1-Yn-1)
K65	-75978.485	-26996.679	18.057	-1371943.521702
K17	-75980.999	-26990.680	19.063	-1448425.783937
K18	-75996.424	-26977.616	1.097	-83368.077128
M18	-76011.565	-26989.583	-13.016	989366.543056
PC31	-76012.805	-26990.632	-2.603	197961.334018
N10	-76015.067	-26992.186	-5.908	449097.015836
N9	-76021.404	-26996.540	-17.172	1305439.549488
N8	-76012.341	-27009.358	-14.671	1115177.054811
N7	-76015.472	-27011.211	-16.079	1222252.774288
N4	-76005.418	-27025.437	-7.467	567532.456206
N3	-75990.408	-27018.678	7.210	-547890.841680
K50	-75990.302	-27018.227	9.941	-755419.592182
K16	-75989.902	-27008.737	21.548	-1637430.408296
		合計		2248.502778
		合計面積		1124.2513890
		地積		1124.25 m ²

地番	⑤527-3			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn*(Yn+1-Yn-1)
N4	-76005.418	-27025.437	17.556	-1334351.118408
N7	-76015.472	-27011.211	16.079	-1222252.774288
N8	-76012.341	-27009.358	14.671	-1115177.054811
N9	-76021.404	-26996.540	6.879	-522951.238116
N11	-76030.046	-27002.479	-8.280	629528.780880
A203	-76028.504	-27004.820	-11.454	870830.484816
A202	-76022.621	-27013.933	-20.358	1547514.437476
A201	-76015.059	-27025.176	-14.834	1127607.385206
N5	-76012.684	-27028.767	-0.261	19839.310524
		合計		588.213279
		合計面積		294.1066395
		地積		294.10 m ²

地番	⑥528-1			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn*(Yn+1-Yn-1)
N3	-75990.408	-27018.678	3.001	-228047.214408
N4	-76005.418	-27025.437	-10.089	766818.662202
N5	-76012.684	-27028.767	-8.966	681529.724744
A200	-76008.987	-27034.403	-7.008	532670.770656
DK14	-76008.067	-27035.775	-5.175	393341.746725
B6	-76003.598	-27039.578	-18.092	1223049.899016
K11	-75989.154	-27051.867	-16.761	1273654.210194
K12	-75984.143	-27056.339	3.730	-283420.853390
K32	-75980.403	-27046.137	9.575	-727512.358725
K31	-75981.713	-27046.764	7.568	-575029.603984
N1	-75987.628	-27040.569	18.326	-1392549.270728
N2	-75992.701	-27028.438	21.891	-1663556.217591
		合計		949.494711
		合計面積		474.7473555
		地積		474.74 m ²

地番	⑧529-8			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn*(Yn+1-Yn-1)
K60	-75990.302	-27018.227	22.695	-1724599.903990
N3	-75990.408	-27018.678	-10.211	775938.056088
N2	-75992.701	-27028.438	-21.891	1663556.217591
N1	-75987.628	-27040.569	-18.326	1392549.270728
K31	-75981.713	-27046.764	-4.791	364028.386983
K30	-75979.804	-27045.360	5.391	-409607.123364
K19	-75977.375	-27041.373	27.133	-2061494.115875
		合計		370.788261
		合計面積		185.3941305
		地積		185.39 m ²

鎌倉市「大規模土地取引行為に係る助言について(平成 27 年 11 月 5 日付)」の概要

当該大規模土地取引行為に係る助言	
1	当該土地取引に関しては、第 3 次鎌倉市総合計画第 3 期基本計画及び土地利用に関する個別の計画に整合するよう、周知徹底すること。
2	鎌倉市都市マスタープランの趣旨を反映すること。
3	風致の維持及び歴史的風土の保存、周辺の風致景観及び歴史的風土に調和するように配慮すること。
4	開発行為などの規模等に応じて「鎌倉市まちづくり条例」、「鎌倉市開発事業における手続及び基準に関する条例」、「都市計画法に基づく開発許可」等の所定の手続や、道路等の公共施設管理者等との協議が必要であり、各条例等の趣旨を考慮した計画とすること。
5	歴史的・景観的建築物として建物外観を保存するとした譲渡の条件が履行されない恐れがあるときは売却しないことを前提にするなど、本市の歴史・景観まちづくりに協力すること。

当該地における鎌倉市の行政計画等について考慮すべき事項	
1	第 3 次鎌倉市総合計画 第 3 期基本計画 第 3 次鎌倉市総合計画第 3 期基本計画では、当該地に対する個別・具体的な行政計画は記載されておきませんが、土地利用に関する基本方針では、利用区分ごとの利用方針が定められており、具体的には都市マスタープランや緑の基本計画などを基本とします。 また、「第 1 章 基礎条件」「2 土地利用」の中で、土地利用に関して「地域の歴史的・自然的な特性を十分生かすとともに、周辺景観との調和や活力あるまちづくりを進めるため、規制と誘導のもとに総合的かつ均衡のとれた土地利用を行っていく必要がある」ことを示しています。
2	鎌倉市都市マスタープラン 当該地は、鎌倉市都市マスタープラン本編・部門別方針 / 土地利用の方針では「谷戸の住宅地」に位置付けており、同マスタープラン増補版・地域別方針 / 鎌倉南地域では、「谷戸の低層住宅地の環境保全」として位置付けています。 同マスタープランにおいて「谷戸の住宅地」方向性は「地区計画、建築協定等の適用による良好な住環境の保全」「緑豊かな景観の保全、創出」「老朽化住宅の建替え促進」「防災性向上のための基盤整備事業（道路、斜面防護等）の活用」としています。
3	鎌倉市緑の基本計画 当該地は、歴史的風土保存区域、第 2 種風致地区及び第 3 種風致地区に指定されています。歴史的風土保存区域及び風致地区での行為については、担当課との調整をお願いします。
4	鎌倉市景観計画 当該地は、景観計画の土地利用類型別区分では、谷戸の住宅地域に含まれ、良好な景観形成のための方針及び基準を示しています。 (1) 当地域は寺社等の歴史的資産や緑、住宅等が一体となった低層低密で落ち着いた雰囲気を持つ土地であるため、次の事項に十分留意をお願いします。 ア 閉じた谷あいの緑の間に建築物が見え隠れする谷戸の趣きのある空間構成や地域固有のスケール感を継承すること。 イ 既存の建物については、歴史的・景観的建築物として外観の保存を図ること。 (2) 次の行為を行う際には、景観計画の土地利用類型区分（谷戸の住宅地域）ごとの方針及び基準に適合するようお願いします。 ア 開発行為 イ 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ウ 所有権の移転に関する届出は不要ですが、開発行為や建築物の建築等を行う場合は、景観法に基づく届出が必要です。 エ 屋外広告物を設置する際には、神奈川県屋外広告物条例の自然系許可地域の基準に適合し、鎌倉市景観計画の屋外広告物の制限に関する事項に配慮すること。

5 鎌倉市環境基本計画<第2期改訂版>

鎌倉市環境基本計画<第2期改訂版>においては、「人の健康の保護と生活環境の保全」「歴史的文化的環境の確保」「良好な都市環境の創造」「健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保」「循環型社会の構築」等を目標の柱としています。

鎌倉市環境基本計画<第2期改訂版>の趣旨を理解いただき、土地利用に反映されるようお願いいたします。

6 風致について

(1) 歴史的風土保存区域

行為を行う場合は届出が必要です。

ア 歴史的風土の保存に影響を及ぼすことのないように配慮をお願いします。

イ 周辺の歴史的風土に調和するように配慮をお願いします。

(2) 風致地区

建築物・工作物の新築、土地の形質の変更、木竹の伐採等の行為を行う場合は、風致地区条例に基づく許可申請が必要です。

ア 5m以上の高さののりが生じる切土、盛土は伴わないこと。

イ 行為を行う際は次の事項に十分留意をお願いします。

(ア) 風致の維持に影響を及ぼすことのないように配慮すること。

(イ) 極力、既存樹木を残すよう検討すること。

(ウ) 周辺の風致景観に調和するように配慮すること。

7 文化財について

当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地（鎌倉市 NO.327 高德院周辺遺跡）に該当しています。

当該地における土地利用が「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」の適用を受ける場合には、文化財課への事前相談及び各課協議が必要です。

また、当該地において実施する土木工事等の内容によっては、埋蔵文化財の確認調査を実施する場合があります。

確認調査実施の要否にかかわらず、当該地において掘削等をともなう土木工事等を実施する場合には、工事着手の60日前までに文化財保護法第93条第1項に規定された届出手続が必要です。

届出に対して神奈川県教育委員会から発掘調査の指示が出た場合には、工事の前に発掘調査の実施をお願いします。

詳細計画が決定した際は、図面等資料を持参の上、文化財課へご相談ください。

8 その他

(1) 交通システム整備の方針として

快適な歩行者・自転車ネットワークの整備及び住宅地内の交通環境の向上について、重点的に取り組みを行っています。このため、周辺の道路網に配慮し、当該地での車両の出入りの際は、道路渋滞等の支障が発生しないようお願いします。

また、高齢者や障害者の市民や観光客に配慮し、快適で楽しい歩行空間の実現に向け、歩行者の安全確保にも配慮していただくようお願いします。

(2) 土地利用計画によっては、以下の点を考慮し交通シミュレーションの実施をお願いします。

ア 現況再現

現況の道路構造及び交通実態に応じたものとし、シミュレーションの範囲についても、計画施設に伴い交通の影響が発生する範囲とするようお願いします。

イ 計画

計画施設に伴う交通影響として、交差点需要率や混雑度、渋滞長等の分かりやすい指標を用いて、評価するようお願いします。

(3) 緊急車両等の通行に支障がないように安全性を考慮した道路整備の検討をお願いします。

(4) 土地利用計画によっては都市計画法第29条の開発行為許可が必要となる場合があります。

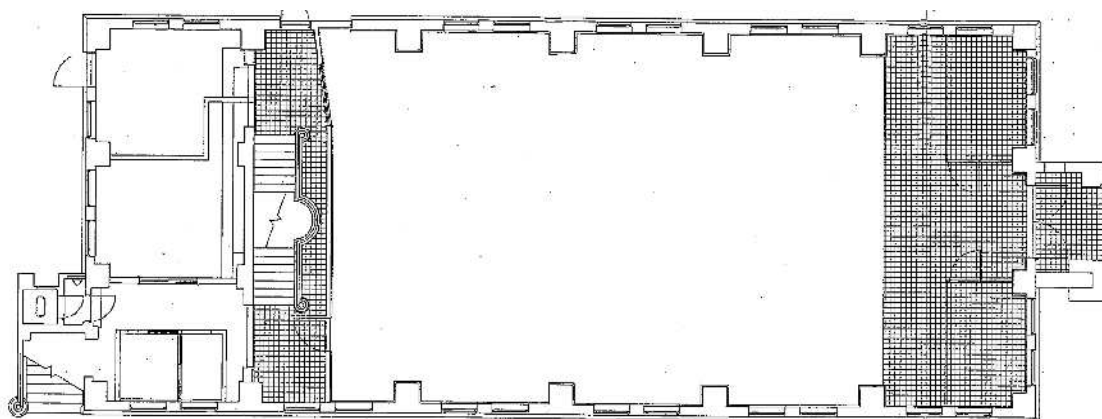
(5) 当該土地は過去にも崩落があった土砂災害警戒区域内のため、宅地建物取引業者は、売買にあたり警戒区域内である旨について、重要事項の説明を行うことが義務付けられています。

物 件 調 書（建物）

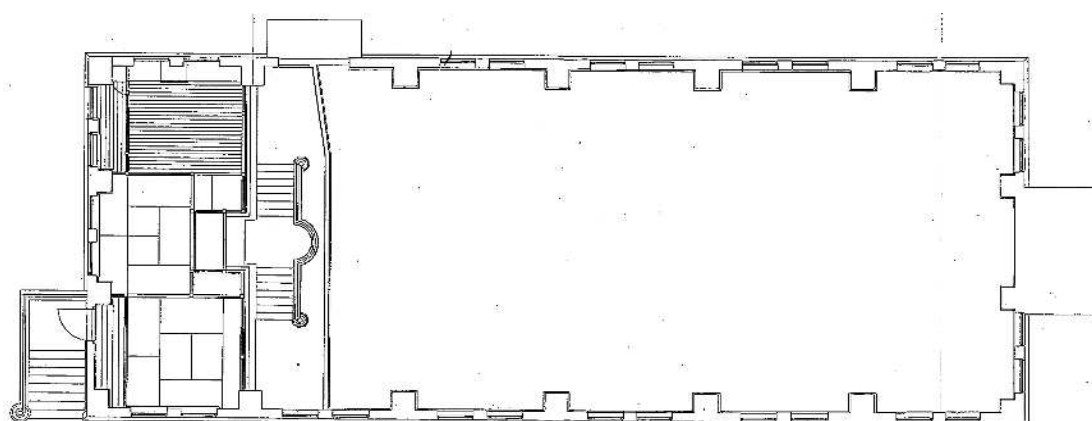
物 件 名	旧鎌倉加圧ポンプ所			
新築年月日	昭和11年（月日不詳）	構造等	鉄筋鉄骨コンクリート造平屋 一部2階建	
延床面積(㎡)	300.99㎡	建築面積(㎡)	299.06㎡	
耐 震 診 断	実施済			
アスベスト含有調査		未実施		
建築物等に関する事項	建築確認通知番号		主要用途	
	検査済証番号			
【概 要】 1階 ホール 倉庫 2階 控室2室 （昭和40年から平成14年まで「鎌倉市大仏坂体育館」として使用。現在、未使用。）				
石綿使用調査結果の記録の有無		石 綿 使 用 調 査 の 内 容		
☐ 有 ☒ 無				
【参考事項】 ○ 現況有姿での売却となります。 ○ 電気、ガス、上下水道等の設備は老朽化により現在使用不能です。 ○ 建物内物品類については、原則現況（居抜き）での引渡しになります。 （床下に、加圧ポンプ所として使用していた当時のポンプ架台等の設備が残置されている可能性があります。） ○ 建物（付属建物（トイレ棟）を除く）の外観を保存することを基本として使用してください。 ○ 鎌倉市による大規模土地取引行為に係る助言を踏まえ、同市の行政計画等について考慮すべき事項がありますので、開発行為や建築等に関しては同市と協議のうえ、関係法令等を遵守してください。（17ページ参照。詳細は鎌倉市まちづくり景観部都市景観課にお問い合わせください。） ○ 本物件の建物は、未登記です。				

○ 建物平面図

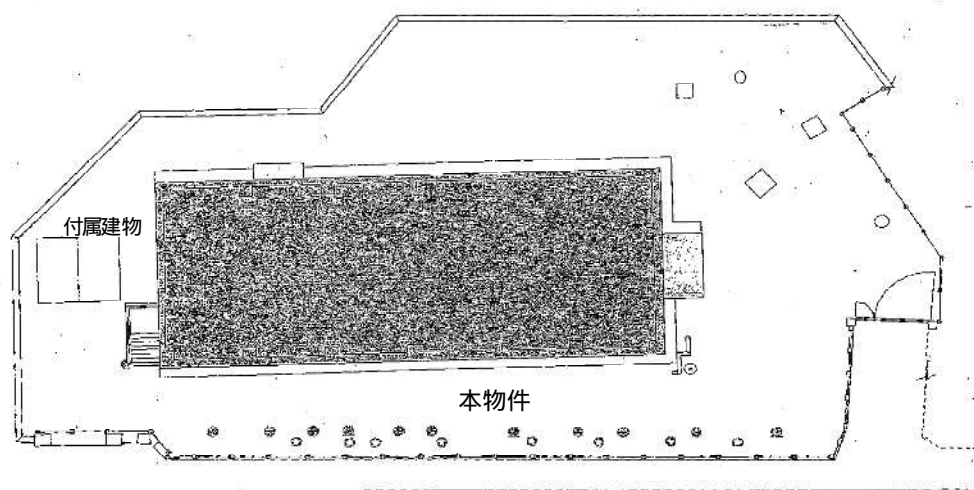
1 階



2 階



○ 配置図



県道32号

企業庁資産の一般競争入札参加申請書

平成 年 月 日

神奈川県公営企業管理者企業庁長 殿

申 請 者	住 所			
	(ふりがな) 氏 名	印 (印鑑証明印)		
	担当者			
	電 話	() -	ファクシミリ	() -

企業庁資産の一般競争入札に参加したく、申請します。

なお、次の事項については事実と相違ないことを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法第238条の3の規定に定められた公有財産に関する事務に従事する者でないこと。
- (3) 入札の参加に当たっては、入札説明書、県有財産売買契約書(案)及び物件調書の内容を承知した上で参加します。

【入札参加物件】

物 件 名	所 在 地 (地番)
旧鎌倉加圧ポンプ所	鎌倉市長谷四丁目526番4ほか

(注)

申請者の印は印鑑登録済の印鑑を使用し、3箇月以内に発行した印鑑証明書を添付してください。

連名で入札の参加を申請する場合は、事前に別途お問い合わせください。

受付印

入札書

平成28年 3 月 3 日

神奈川県公営企業管理者企業庁長 殿

申請者 住所

氏名

印

代理人 住所

氏名

印

物 件 名		金 額										
		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
旧鎌倉加圧ポンプ所	合計											
	うち 土地											
	うち 建物											

「企業庁資産の一般競争入札説明書」の記載内容を承知のうえ上記のとおり入札します。

(注)

申請者本人が入札する場合は、印鑑登録済の印(法人の場合は代表者印)を押印してください。

代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む))が入札する場合には、必ず委任状の代理人欄に押印した印鑑と同じ印鑑を押印してください。

金額は、算用数字を右詰めで記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

入札する金額は消費税及び地方消費税抜きの金額です。

土地と建物の金額の内訳は、8 ページ18(3)の割合で計算した金額の内訳を消費税及び地方消費税抜きの金額で記入してください。

契約金額(売買代金)は「落札額」と「建物に係る消費税及び地方消費税(円未満切捨て)」の合計額となります。

申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

委 任 状

代 理 人 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

私は、上記の者をもって代理人と定め、次の事項を委任します。

- ・ 企業庁資産の一般競争入札に関する一切の権限
- ・ 復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む）の選任に関する権限

物 件 名
旧鎌倉加圧ポンプ所

平成28年 3 月 3 日

神奈川県公営企業管理者企業庁長 殿

委 任 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(注)

委任者の印は企業庁資産の一般競争入札参加申請書と同じ印鑑登録済の印鑑を使用してください。

委任者が申請者である場合以外は、委任者の印に関する印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内）を添付してください。

委任者（申請者）が連名になる場合は、事前に別途お問い合わせください。

代理人が委任者となり復代理人を選任する場合は、すべての委任状が必要となります。詳細については事前に別途お問い合わせください。

神奈川県暴力団排除条例にかかる誓約書

平成 28 年 3 月 3 日

今般、企業庁資産の一般競争入札に参加するにあたっては、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 2 条 2 号から 5 号に該当する者及びこれらのものと密接な関係を有する者に該当しないことを誓約します。

また、神奈川県企業庁が、上記内容を確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

なお、代表者以外に記載した者についても、個人情報の提供及び神奈川県警察本部への照会について本人の同意を得ております。

神奈川県暴力団排除条例（抜粋）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（略）

(2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(3) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。

(5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（略）

1 入札参加物件

旧鎌倉加圧ポンプ所

2 申請者

法人名もしくは個人名

代表者氏名

印

(印鑑証明済の印)

(フリガナ) 代表者氏名	生年月日 (明治 M, 大正 T, 昭和 S, 平成 H)	性別 (男・女)	住 所

3 代理人

(フリガナ) 氏 名	生年月日 (明治 M, 大正 T, 昭和 S, 平成 H)	性別 (男・女)	住 所

4 復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む）

(フリガナ) 氏 名	生年月日 (明治 M, 大正 T, 昭和 S, 平成 H)	性別 (男・女)	住 所

5 法人役員(取締役、監査人、監査法人等)

[illegible]

入札保証金納付書発行依頼書

平成 年 月 日

神奈川県公営企業管理者企業庁長 殿

申 請 者 住 所

氏 名

印

担当者

電 話 () -

ファクシミリ () -

平成28年3月3日実施の「企業庁資産の一般競争入札」に参加したいので、次により入札保証金の納付書を作成してください。

なお、入札保証金の納付書の受け取り方法は、(直接受取 ・ 郵送) によります。

物 件 名	納 付 す る 入 札 保 証 金 の 金 額										
旧鎌倉加圧ポンプ所	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(注)

入札保証金の金額は入札金額の 100 分の 5 以上 となります。つまり納付した入札保証金額の 20 倍までの額(税込) が **入札できる限度額** です。再度入札となった場合には、納付した入札保証金の 20 倍までの額(税込)での入札参加となりますので、入札保証金納付書発行依頼書を提出する際には、金額にご注意ください。

金額は、算用数字を右詰めで記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

入札保証金返還請求書

平成 年 月 日

神奈川県公営企業管理者企業庁長 殿

申 請 者 住 所

氏 名

印

金 円

ただし、平成28年3月3日実施の「企業庁資産の一般競争入札（旧鎌倉加圧ポンプ所）」の入札保証金として納付したので、下記振込先に振り込んでください。

入札保証金還付時の振込先

金 融 機 関 名	銀行・信用金庫							支店
預 金 種 別	普通	当座	その他					
口座番号（右詰め）								
フリガナ								
口座名義人								

（注）申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

入 札 書

平成28年 3 月 3 日

神奈川県公営企業管理者企業庁長 殿

企業庁資産の一般競争入札
参加申請書と同じ住所、氏名

申 請 者 住 所 神奈川県横浜市中区日本大通 ○

氏 名 ○ ○ × ×

代 理 人 住 所

氏 名

印

企業庁資産の一般競争入
札参加申請書と同じ印

印

物 件 名		金 額										
旧鎌倉加圧ポンプ所	合計	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	うち 土地											
	うち 建物											

「企業庁資産の一般競争入札説明書」の記載内容を承知のうえ上記のとおり入札します。

（注）

申請者本人が入札する場合は、印鑑登録済の印（法人の場合は代表者印）を押印してください。

代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む））が入札する場合には、必ず委任状の代理人欄に押印した印鑑と同じ印鑑を押印してください。

金額は、算用数字を右詰めで記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

入札する金額は消費税及び地方消費税抜きの金額です。

土地と建物の金額の内訳は、8 ページ18（3）の割合で計算した金額の内訳を消費税及び地方消費税抜きの金額で記入してください。

契約金額（売買代金）は「落札額」と「建物に係る消費税及び地方消費税（円未満切捨て）」の合計額となります。

申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

記載例（代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む））が入札する場合）

入 札 書

平成28年 3 月 3 日

神奈川県公営企業管理者企業庁長 殿

企業庁資産の一般競争入札
参加申請書と同じ住所、氏名
（必ず記載してください）

申 請 者 住所 神奈川県横浜市中区日本大通 ○

押印は省略可

氏 名 ○ ○ × ×

印

代 理 人 住所 神奈川県 ○ ○ 市 × × - □

氏 名 □ □

印

「委任状」の代理人と同じ住所、氏名

委任状に押印した
ものと同じ印を
押印してください

物 件 名		金 額										
		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
旧鎌倉加圧ポンプ所	合計											
	うち 土地											
	うち 建物											

「企業庁資産の一般競争入札説明書」の記載内容を承知のうえ上記のとおり入札します。

（注）

申請者本人が入札する場合は、印鑑登録済の印（法人の場合は代表者印）を押印してください。

代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む））が入札する場合には、必ず委任状の代理人欄に押印した印鑑と同じ印鑑を押印してください。

金額は、算用数字を右詰めで記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

入札する金額は消費税及び地方消費税抜きの金額です。

土地と建物の金額の内訳は、8 ページ18（3）の割合で計算した金額の内訳を消費税及び地方消費税抜きの金額で記入してください。

契約金額（売買代金）は「落札額」と「建物に係る消費税及び地方消費税（円未満切捨て）」の合計額となります。

申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

委任状

代理人 住所 神奈川県〇〇市××-□

氏名 □□ 印

代理人が入札で使用する印（代理人は、この欄に押印したものと
同じ印鑑で入札書に
押印してください）
（シャチハタは不可）

私は、上記の者をもって代理人と定め、次の事項を委任します。

- ・ 企業庁資産の一般競争入札に関する一切の権限
- ・ 復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む）の選任に関する権限

物 件 名
旧鎌倉加圧ポンプ所

平成28年3月3日

神奈川県公営企業管理者企業庁長 殿

委任者 住所 神奈川県横浜市中区日本大通〇

委任者が申請者の場合は企業庁資産の一般競争入札参加申請書の印と同じ

氏名 〇〇 ×× 印

(注)

委任者の印は企業庁資産の一般競争入札参加申請書と同じ印鑑登録済の印鑑を使用してください。

委任者が申請者である場合以外は、委任者の印に関する印鑑証明書（発行後3ヶ月以内）を添付してください。

委任者（申請者）が連名になる場合は、事前に別途お問い合わせください。

代理人が委任者となり復代理人を選任する場合は、すべての委任状が必要となります。詳細については事前に別途お問い合わせください。